

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房及び局の設置等（第二条―第七条）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（第八条―第十条）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（第十一条―第十八条）</p> <p>第二款 総合環境政策局（第十九条―第二十五条）</p> <p>第三款 地球環境局（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第四款 環境管理局（第三十条―第三十六条）</p> <p>第五款 自然環境局（第三十七条―第四十二条）</p> <p>第三章 審議会等（第四十三条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（総合環境政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 国立水俣病総合研究センターの業務に関する事</p> <p>十七 独立行政法人国立環境研究所の業務に関する事</p>	<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房及び局の設置等（第二条―第七条）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（第八条―第十条）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（第十一条―第十八条）</p> <p>第二款 総合環境政策局（第十九条―第二十五条）</p> <p>第三款 地球環境局（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第四款 環境管理局（第三十条―第三十六条）</p> <p>第五款 自然環境局（第三十七条―第四十二条）</p> <p>第三章 審議会等（第四十三条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十四条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（総合環境政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 国立環境研究所及び国立水俣病総合研究センターの業務に関する事</p>

十八 (略)

十九 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

二十 (略)

2 (略)

(会計課の所掌事務)

第十四条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

第三条第一項の規定により内閣に設けられた共済組合に関すること(環境省及び環境省の所掌する独立行政法人の職員に關するものに限る。)

五 職員(環境省の所管する独立行政法人の職員を含む。)に

貸与する宿舎に關すること。

六・七 (略)

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 独立行政法人国立環境研究所の業務に關すること。

九 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

十 (略)

十七 (略)

十八 (略)

2 (略)

(会計課の所掌事務)

第十四条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 職員に貸与する宿舎に關すること。

五・六 (略)

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 国立環境研究所の業務に關すること。

九 (略)

(国立水俣病総合研究センター)

第四十四条 環境省に、国立水俣病総合研究センターを置く。

2 国立水俣病総合研究センターは、環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うことをつかさどる。

3 国立水俣病総合研究センターの位置及び内部組織は、環境省令で定める。

(設置)

第四十四条 環境省に、次の施設等機関を置く。

国立環境研究所

国立水俣病総合研究センター

(国立環境研究所)

第四十五条 国立環境研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと(国立水俣病総合研究センターの所掌に属するものを除く)。

二 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

2 国立環境研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託に応じ、前項第一号に規定する調査及び研究を行うことができる。

3 国立環境研究所の位置及び内部組織は、環境省令で定める。

4 国立環境研究所は、環境省設置法第四条第二十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

(国立水俣病総合研究センター)

第四十六条 国立水俣病総合研究センターは、環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うことをつかさどる。

2 国立水俣病総合研究センターの位置及び内部組織は、環境省令で定める。